

広報

小田原

city of odawara public relations

まちづくり情報誌

5 2006
MAY
/1日号

わんぱく
らんど
は、楽しい
ね。



交流

また訪れたい～

小田原駅も整備され、広域的な交流の場としての役割が、ますます大きくなっている私たちのまち小田原。城下町・宿場町としての歴史があり、風光明媚な自然があり、また伝統的な芸能や文化、工芸があります。この恵まれたまちに、人々は何を期待して訪れるのでしょうか。

◎産業政策課 ☎33-1519



▲長谷川英樹さん



▲後藤彩乃さん



▲須貝桃子さん



▲譲原亜衣さん

若い力をまちづくりに生かす

高校生 チャレンジショップ 「Gesture おだわら」

高校生の商業実地体験を支援して次の世代の貴重な人材を育成するため、県立小田原城東高校を中心とした専門高校の生徒たちが銀座通り商店街で運営しています。

そして、その若い感性を生かし、中心市街地へ回遊するお客さんを増やそうと、さまざまなチャレンジをしています。

同好会に入ったきっかけとして、「先生や友人に誘われた」という仲間の多い中、「店舗経営に興味があったので入会しました」という鈴木愛実さんは、



▲「種子島実業高校の『パパ・パッション』が1番人気です」と店長の鈴木愛実さん

お話

県立小田原城東高校3年生「店舗経営同好会」の皆さん

この4月29日にリニューアルオープンしたチャレンジショップの3代目店長さん。

「過去2年間、全国の高校から商品を見られるなど、先輩達の地道な活動を促してきましたから、私たちももちろん引き継いでいきたいです。夢に近い希望だと思えますけど、これからは企業などにバックアップしてもらって、オリジナル商品が出せたらいいと思っています。あと、PRですね。北條五代祭りのときは人だかりで通りがいっぱいでしょう。そういう行事をうまく生かして、ショップにも人がたくさん来てくれるように工夫したいです。そうすれば、銀座通りの活性化にもつながると思うんです」と副会長の後藤彩乃さんとともに、熱く語ってくれました。

会長を務める長谷川英樹さんは、「ショップに来てくれるお客さんは、市民や観光客など、時期によってさまざまだけど、励ましの言葉をいただく」と

とでもうれいんです。来てくださったお客さんたちに、「また来たいなあ」と思ってもらえるようなお店にしたいです。そのためには、これからも常に礼儀正しく、丁寧な言葉で接することを心がけていきたいです」

絵が上手なことから、広報担当として、スカウトされた須貝桃子さんと譲原亜衣さんは、ポスターをかけたPR活動に努めるだけではなく、自らの作品がポストカードとしても販売されています。「かばんやエプロンも作っているんですけど、何か、もっと大きなものを作れないかなって思っています。夢は人それぞれ、物を作り出す、また、それが人の役に立っていく喜びを感じているようです。」

「今までより多くのお客さんに来てもらった皆さんの商品が売れるように、販売担当も広報担当も、みんなの力を合わせて楽しくやっていきたい」と話すメンバーの笑顔がとてと素敵でした。

頑張れ、夢と希望あふれる、若き「Gesture（経営者）たち！」



住所：栄町1-16-13（銀座通り商店街内）
営業時間（平日）15:00～18:00
（土・日・祝日）14:00～18:00
（夏休み期間）14:00～18:00
定休日：月曜日（テスト期間中など学校の都合による臨時休業もあります）

シャッターの絵は、小田原城北工業高校の生徒たちの作品です

中心市街地 人と人との ～あの人に会うため、



◀ 幕末に使われていた
看板が展示されています

▼ 小田原の歴史も感じることができますよ

セピア色の風景 (大正～昭和中期)



この3月から「街かど博物館」に仲間入りした

塩から伝統館 (小田原みのや吉兵衛)



お話
館長の鈴木健司さん

「小田原といえばかまぼこや梅干が
パツと思いきふと思いますが、実は
塩からも小田原の名産品であることを
知って成り立ってきたんですよ。塩か
らでは小田原一の歴史を誇る小田原
みのや吉兵衛。歴史をひも解くと350
年も前から作っているといえます。

「5代目の吉兵衛が酔った勢いで豊
漁のイカを大量に買ってしまい、その
保管に困って塩漬けにしたのが始まり
なんです。結局塩漬けだけでは食べら
れたものではなく、糶を加えて味をま
ろやかにし、これが代々引き継がれ
ている靴入りの塩からなんです」
歴史に裏打ちされたその確かな味は
ファンも多く、遠方からわざわざ買い
求めるかたもいるほど。「この前、東
京から自転車で買いに来てくれた学
生さんいましたよ。それも普通の自
転車で。うれい話です」と笑顔で語
ります。その一方で最近のお客様が変
わって来たことを肌で感じているとも
「昔の観光客は、手ごろなものをま
とめてお土産で買っていくことが多
かったのですが、最近のかたはじつ々
り吟味していますね。下調べもしつかり
としていらっしゃるようですよ」

また、売り上げに占めるインタ―



住所：栄町2-7-38
電話：0120-181308
開館時間：9:30～18:30
年中無休(年始を除く)

ネットや通信販売の伸び率は一般販売
の伸びよりも高いといえます。
「これも、時代の流れなのでしょう。
でも、顧客の基本は人と直接かわる
こと。観光客や地元のお客様に喜ん
でもらえるような品揃えをしています」
これからの若い経営者へ「一言と聞くと
「おこがましい」としきりに照れなが
ら、「商いをしていれば大変なことが
多いことに気づくと思うんです。特
に、その苦労が必ず後々生きてくる。
特に商売は人と人のかかわり合いに
よって成り立つものだから、それを学
んでほしいですね。これは本当に大切
なことですね、お金には代えられないもの
なんです」
実は年二回、皇室にも塩から・かま
ぼこ・梅干を献上しているみのや吉兵
衛さん。お客さんとのちよとした交
流がきっかけだといえます。よい縁が
次々と広がっているように感じられま
した。
「塩から伝統館」には昔ながらの看
板やゆかりの古文書などが展示してあり、
知らなかつた歴史に触れること
と掛け合いです。小田原駅前に買い物
に出たついでにふらっとお立ち寄りく
ださいね。

- ① 梅万資料館(欄干橋ちん里う)
本町4・2・37 ☎23 1547
開館 9時〜18時
定休日 なし
- ② かまぼこ伝統館(丸う田代)
浜町3・6・13 ☎22 9222
開館 8時〜20時
定休日 なし
- ③ 工芸菓子展示館(栄町松坂屋)
栄町1・16・46 ☎22 3020
開館 8時30分〜18時30分
定休日 なし
- ④ 薬博物館(済生堂薬局小西本店)
本町4・2・48 ☎22 2014
開館 8時30分〜21時
定休日 日曜日

- ⑤ 木象匠ギャラリー(内田木象匠製作所)
南町4・1・13 ☎22 7314
開館 9時〜17時
定休日 不定休
- ⑥ ひもの工房(早瀬幸八商店)
浜町3・8・4 ☎22 4035
開館 9時〜12時
定休日 なし(体験・見学は要予約)
- ⑦ かまぼこ博物館(鈴鹿)
風祭2・4・5 ☎24 6262
開館 10時〜17時
定休日 年末年始
(臨時休館あり)

- ⑧ 塩から伝統館(小田原みのや吉兵衛)
本町3・15・23 ☎22 4714
開館 9時30分〜18時30分
定休日 日曜日
- ⑨ 染め織り館(山田呉服店)
本町3・15・23 ☎22 4714
開館 9時30分〜18時30分
定休日 日曜日
- ⑩ とうふ工房(下田豆腐店)
板橋6・3・6 ☎22 2676
開館 9時〜19時
定休日 日曜日、祝日
- ⑪ ひもの体験館(カネタ前田商店)
早川2・4・3 ☎23 4741
開館 8時〜17時
定休日 第2水曜日
- ⑫ かつおぶし博物館(龍帝)
本町3・2・12 ☎23 1807
開館 8時30分〜17時30分
定休日 日曜日
- ⑬ 俵紙茶舗(江嶋)
栄町2・13・7 ☎22 2020
開館 10時〜19時
定休日 水曜日(月末遅除く)
- ⑭ 漆・器ギャラリー(石川漆器)
栄町1・19・16 ☎22 5414
開館 10時〜18時
定休日 なし(臨時休館あり)
- ⑮ 和菓子伝統館(正栄堂本店3階)
栄町2・1・29 ☎22 8155
開館 9時〜19時
定休日 なし(臨時休館あり)
- ⑯ 高木ギャラリー(露木木工所)
早川2・2・15 ☎22 5995
開館 9時〜17時
定休日 日曜日・祝日・第2土曜日
- ⑰ 陶彩ぎやらりい(松崎屋陶器店)
浜町3・1・44 ☎24 2479
開館 10時〜19時
定休日 日曜日



老舗の味と技を訪ねて
注目の人となりの交流

小田原の文化や職人技に触れ、まちなかの歴史や魅力を知ることで、
「街かど博物館」
街なかを回遊する観光客に大人気の
この博物館も年々増え、
現在では17館にもなりました。
全館入場無料です。

「あの人に会いたいのから、このまちにまた来よう」。そう感じている観光客は、きつと多いはず。その大切な役割は、今紹介したような人たちだけのものではないはず。このまちに住む人のちよつとしたもてなしの気持ちがあつた、訪れた人の思い出を彩り、たくさんの「心のおみやげ」となっていくのではないだろうか。人と人の交流、日々の生活の中でも大切にしたいですね。

観光回遊バスも運行中!

小田原駅周辺には街かど博物館やチャレンジショップがありますので、「観光回遊バス」に乗ってゆったりと小田原の歴史に浸ってみてはいかがでしょうか。5月21日(日)までの毎週土・日曜日・祝日に運行しています。乗車場所は小田原駅東口6番バス乗り場。10時から16時までの間、30分おきに発車します(ただし、14時発はありません)。バス停は15か所。乗り降り自由で1日200円です。

平成18年度
当初予算や
条例議案などを
審議

平成18年小田原市議会 3月定例会

◎総務課 ☎331291

市 議会3月定例会は2月22日(水)から3月29日(水)まで開かれました。

審議された主な内容は次のとおりです。

●専決処分報告について(事故賠償)
●平成17年度小田原市一般会計補正予算ほか10件の補正予算

●平成18年度小田原市一般会計予算ほか11件の予算(10ページ参照)

●条例
●小田原市長任期継続契約を締結することができるとの契約を定める条例

●小田原市街づくりルール形成促進条例

●小田原市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

●小田原市部等設置条例の一部を改正する条例

●小田原市公益法人等への職員の人派遣等に関する条例の一部を改正する条例

●小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

●小田原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

●小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

●小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

●小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

●小田原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

●小田原市手数料条例の一部を改正する条例

●小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

●小田原市介護給付費等準備基金条例等の一部を改正する条例

●小田原市障害児通園施設条例の一部を改正する条例

●小田原市公衆便所条例の一部を改正する条例

●小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例の一部を改正する条例

●小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例の一部を改正する条例

●小田原市母子家庭等児童手当に関する条例を廃止する条例

●小田原市介護保険条例の一部を改正する条例

●小田原市国民健康保険片浦診療所条例等の一部を改正する条例

●指定管理者の指定について(おだわら市民活動サポートセンターほか6件)

●障害者自立支援法に基づく市町村審査会の共同設置について

●監査委員・秋山栄雄さん、神戸和男さんの選任
●意見書

●神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

.....

3月定例会の議案は、行政情報センター(市役所4階)、支所、連絡所でご覧になります。

詳しい審議の内容は、5月上旬に配布される「市議会だより」をご覧ください。



「国際医療福祉大学」が開学

—「共に生きる社会を目指して」公開講座も開講—

参加
大歓迎

◎企画政策課 ☎33-1378

4月8日(土)、市内城山の小田原駅西口近くに国際医療福祉大学小田原保健医療学部が開学しました。看護学科、理学療法学科、作業療法学科の3学科からなり、医療福祉を担う人材を育成します。また、大学院セラライトキャンパスも設置されました。

大学では、地域との連携を目指し、体験型の公開講座を開講します。

日時 5月20日(土)10時～15時(出入自由)
場所 国際医療福祉大学
小田原保健医療学部

●健康状態測定講座
●片足立ち、柔軟性の測定、認知機能、ストレステックのチェック

●「浦島太郎体験」講座
●高齢者の感覚器官・身体機能体験

●そのほか、簡単な介護や運動の苦手を幼児向け講座など

申込 不要
※運動しやすい服装で

固定資産税 を 解説します

税制改正とよくある質問



その昔、小田原攻めにより天下を統一した豊臣秀吉が
まず行ったのが、

土地の統一基準を定めた「太閤検地」。

この概念が、固定資産税のもとといわれています。

市税収入の約半分を占め、
行政サービスや公共事業を行うための
大きな財源となっているこの固定資産税に、
税制改正がありました。

その改正内容や日ごろ多く寄せられている質問について
ご説明します。

固定資産税課 ☎33-1361

改正点 その1 「宅地の負担調整措置」



土地の固定資産税は、価格が同じであれば、同じ税負担となるよう負担の均衡化（負担調整措置）を進めています。今回の地方税法改正により、この仕組みの一部が変わります。

具体的には、その土地の新しい

価格と比較して税負担が低い土地は、価格の5%分を前年度の課税標準額（税額を計算する基礎となる額）に加える方式となります。

「土地の税額の求め方」

基本的に、税額は
課税標準額 × 税率（1.4%）
で求められます。

ただし、住宅用地や商業地などは課税標準額の算出に次のような違いがあります。

●住宅用地

住宅用地には、課税標準額の特例があります。これは、住宅1戸につき200㎡までは価格に6

分の1を掛けた額、200㎡を超える部分は価格に3分の1を掛けた額を課税標準額とする措置で、この額が本来の課税標準額になります。これを①として説明します。

「前年度の課税標準額」と「①」を比較して：

○前年度の課税標準額が①の80%以上100%未満の場合

↓前年度の課税標準額と同額

○前年度の課税標準額が①の80%未満の場合 ↓前年度の課税標準額 + ①の5%

ただし、算出された額が①の80%を超えた場合は①の80%相当額とし、20%未満の場合は①の20%相当額とします。

「よくある質問」



地価が下落しているのに、土地の固定資産税が上がるのはどうしてですか？

地域や土地によって生じている評価額に対する税負担の格差を解消していくため、全国的に負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）の均衡化に向けた調整がされています。

具体的には、負担水準が高い土地は税負担を引き下げたり据え置いたりする一方、負担水準が低い土地は税負担を引き上げています。したがって、地価の動向に関係なく、すべての土地の税額が上がっているわけではありません。



平成14年に住宅を新築しましたが、平成18年度分の家屋の固定資産税が急に高くなっています。なぜですか？

新築の住宅は、原則として初年度から3年間に限り、床面積の120㎡（約36坪）までの固定資産税額が2分の1に軽減されます。

平成14年に新築した住宅の場合、翌年度の平成15年度から課税されますので、平成17年度までの3年間は、固定資産税額が2分の1になっていました。平成18年度からは軽減期間を過ぎたので、本来の税額に戻り、家屋の固定資産税が高くなった

●商業地など
(店舗敷地、事務所敷地、駐車
場、更地など)

「前年度の課税標準額」と「今年度
の価格」(B)を比較して:

○前年度の課税標準額が(B)の
60%以上70%以下の場合↓前
年度の課税標準額と同額

○前年度の課税標準額が(B)の
60%未満の場合↓前年度の課
税標準額×(B)の5%
ただし、算出された額が(B)の
60%を超えた場合は(B)の60%相
当額とし、20%未満の場合は(B)の
20%相当額とします。

改正点 その2 「耐震改修をした住宅の 軽減制度」



昭和57年1月1日以前に建てら
れた住宅で、次の要件を満たすも
のは、一定の期間、120㎡つま
での固定資産税が2分の1に減額
されます。

なお、都市計画税には軽減制度
はありません。

●要件

- ①平成18年1月1日から平成27年
12月31日までに改修工事が完
了したものであること。
- ②1戸当たりの工事費が30万円以
上のものであること(要領取書
などの証明書)
- ③地方税法施行令で定める地震へ
の安全性の向上を目的とした
増築、改築、修繕、模様替えな
どの耐震改修であること。
- ④③に適合するとき、地方税施
行規則で定める証明書(市など
が発行)を添付し、耐震改修工
事完了後3か月以内に市に申
告したものであること。

【実際に計算してみると…】

専用住宅が建っている土地の場合(200㎡以下)
18年度価格 1,200万円
本来の課税標準額 200万円
(1,200万円×6分の1)
17年度課税標準額 140万円

- ①17年度の課税標準額と本来の課税標準額を比較
します。
 $140万円 \div 200万円 = 70\%$
- ②①の割合が80%未満のため、17年度の課税標
準額に本来の課税標準額の5%分を加えます。
 $140万円 + (200万円 \times 5\%) = 150万円$
- ③②で算出された額と本来の課税標準額を比較
します。
 $150万円 \div 200万円 = 75\% < 80\%$
∴18年度の課税標準額=150万円
- ④18年度の固定資産税額
 $150万円 \times 1.4\% = 21,000円$



COLUMN

改修工事が完了した日	軽減される期間
平成18年1月1日～平成21年12月31日	3年間
平成22年1月1日～平成24年12月31日	2年間
平成25年1月1日～平成27年12月31日	1年間

※軽減の適用は、改修工事を完了した日の属する年の翌年度分か
らとなります(例:平成18年3月1日に改修工事が完了した場合は、
19年度分から)。

申請方法など、詳しくは家屋評価担当(☎33-1371)までお問い合
わせください。

現在、固定資産の縦覧を行っています。ご自分の資産を確認してみ
ましょう。

期間 5月31日(木)まで
(土曜・日曜・祝日は休み)
8:30～17:00
場所 資産税課(市役所2階)

※縦覧は混雑が予想され、お待ち
いただくことがあります。



今年の2月に土地と家
屋を売却しましたが、
固定資産税の納税通
知書が送られてきまし
た。どうしてですか？

土地と家屋の固定資産税は、毎年
1月1日に登記簿に登記されている
所有者や未登記となっている家屋の
所有者に課税されるので、年の途中
で土地や家屋を売却しても、その年
の税金は1月1日現在の所有者(売
主)に全額課税されます。
なお、このような場合、税金の支
払方法は売主と買主の間で、契約
書などで取り決めることが多いよ
うです。

わけです。
なお、3階建て以上の中高層耐
火住宅は、原則として5年間、固定
資産税の税額が2分の1に軽減さ
れます。



新たな交流がスタート!

あしがら広域圏ネットワーク設立とフォーラムの開催

小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町の2市5町は、6月に(仮称)あしがら広域圏ネットワークを設立します。豊かな潤いと恵みをもたらす母なる酒匂川を取り巻く地域による、新たな取り組みが始まります。

企画政策課 ☎33-1254



感じてください!

あしがら広域圏ネットワークでは、6月5日(月)設立フォーラムを開きます。あしがらに吹く新しい風を感じてください!

県 西地区では、小田原市・南足柄市と足柄上・下郡による2市8町、足柄上地区の1市5町、小田原市と足柄下郡3町など、さまざまな組織による連携をしてきました。しかし丹沢山地をはじめとする美しい山々に囲まれ、母なる酒匂川を共有するという共通点がありながら、国や県など行政の地区別などあって、これまで小田原市と南足柄市、足柄上郡といった枠組みでの連携は限られていました。そこで小田原市と足柄上地区とが一つの生活圈として連携し、さまざまな地域の課題の解決に向けて努力するため、新しいネットワークをつくることとなりました。これがあしがら広域圏ネットワークです。

あしがら広域圏ネットワーク設立フォーラム

日時 6月5日(月)14:00開演

場所 大井町中央公民館ホール
(大井町金子1995番地)

内容 設立記念式典、郷土芸能披露、基調講演

●「あしがらの活性化と広域連携」

講師:常磐大学学長 高木勇夫さん

●パネルディスカッション

コーディネーター:常磐大学学長 高木勇夫さん

パネリスト:各市町の事業者、住民の代表

定員 430人 ※入場無料



▲ネットワークを発足すると記者発表

市長随想

合併、悩ましき宿題

文 小澤良明

二十七歳で市議会初当選して初めての大先輩の父は私に、「議員としてだからチマ〜した質問は止せ。小田原の将来を見据えて大所高所から」と言っただけだった。

「昭和四十四年、小田原市・南足柄市、足柄上、下郡二市八町で結成された「東地域広域市町村圏協議会」は将来の合併を意図したもののか?。政治的からみのある微妙で難しい問題に若い私は単刀直入に迫った。この協議会の主導者であった中井市長は当初言を左右にしていたが、二度、三度としくく聞く私に最後は「合併を目指す」と明確に答えた。他の質問のこととは忘れたが、この時のやりとりと気負った気分は今でも鮮やかに覚えている。

国主導による平成の大合併が推進され始めた数年前、まず南足柄市と上郡五町が広域合併研究会を結成。半年後の平成十二年、残された本市と下郡三町が「西さがみ連邦共和国」を建国。その後の湯河原町と真鶴町の合併、破談。一市五町の合併研究会解散、南足柄市と開成町の合併への動き等紆余曲折はあったが、昨年秋、南足柄市と上郡五町からの

悪質商法にご用心!!

さまざまな手口で消費者をあざむこうとする悪質商法。
今回は被害の増えている「かたり商法」を説明します。
●西さがみ連邦共和国消費生活センター 相談専用ダイヤル ☎331777

悪質商法ヒックアップ

かたり商法とは、役所などの名前をかたつたり、委託業者であると装うなど、消費者の官公署に対する信頼感を利用して商品を売りつけるものです(左イラスト参照)。制服のような服装や、身分証明書らしきものを提示されることにはありません。特に各種制度が変わる時期はこのような悪質商法が横行する恐れがあります。



日本訪問販売協会パンフレットより

装った消火器販売●水道局員を装った浄水器販売●保健師を装った女性用下着販売●消費生活センターをかたつたハガキや電話による架空請求などがあります。

※住宅用火災警報器について

消防法などの改正により、来月6月1日から設置の義務付けがスタートしますが、既存住宅は平成23年5月までに設置することとなっています。工事が必要とせず自分で簡単に設置できるものが数千円から市販されています。



これは禁止行為!
法令で禁止されています

●不実告知●事実と異なることを言う
「消防署からの委託で来ました」「今月中に設置しないと条例違反!」
近所も皆さん設置されました!市の許可を受けている!消防署推薦

の商品」などうそをついて働きかけ、消費者がそのうそを信じて行った契約は「詐欺(二動機)の錯誤」事実誤認として取り消しや無効を主張できる場合があります。

●事業者名隠匿●官公署を装う、身分を詐称するために事業者名を言わない

●不退去●断り、帰ってほしいと伝えられているのに勧誘を続ける

あきらめないで!

うっかり契約してしまってもクーリングオフという強い味方があります!あきらめずに相談を!

(注)特定の取引について、一定期間内であれば無条件解約できる制度

要請を受け、小田原市が新たに加わった二市五町で(一)飯)を本年六月に設立することとなった。「西さがみ」の下部三町の意見は「広域連繫の熟度が違う。小田原市がさすがいなって別組織としてやって欲しい!」、ということだった。

三十数年前の中井市長の答弁のようになら「二市八町がいつかは一つになる」。私もその通りだと思ふ。だが一湾千里に合併というわけにはいかない各々の事情や懸念がある。

心がえって本市はと言えば、人口や面積は専門家の言う最も効果的な自治体規模、地方交付税の不交付団体で財政体質は相対的にみて健全、バランス良く何でも一通り揃っている日本の典型的な地方都市……と要するにこちら側から今あえて他に合併を働きかけなければならぬ特別な要因は余り無い。広域連繫や交流を深めて、まさに時代の即応力さえ保持していればと考えていた。

だが今や動きは急である。地方分権の加速、三位一体改革、道州制、合併への知事権限の強化、そして防災、福祉、環境等の諸問題解決の為の規模の拡充、広域行政の推進というだけではすまなくなりつつある。

「大所、高所から」という亡父の言葉が心に響く。「合併」は三十数年前から私が抱え続けている宿願なのである。

西さがみ連邦共和国消費生活センター

相談日

月曜日(金曜日)

【年末年始・祝日(休日を除く)】

相談時間 9時30分〜12時、13時〜16時

平成18年度 当初予算の概要

「おだわらの「再生と創造」を目指して」

【財政課】 ☎ 331312

市 議会3月定例会で議決された平成18年度予算の概要は次のとおりです。

一般会計：54.8億円 △3.35%（対前年度比）
特別会計（9会計）：69.6億7,600万円
1.56%（対前年度比）

企業会計（水道・病院）：55億2,876万1千円
△3.00%（対前年度比）

全会計：1,400億476万1千円
△0.92%（対前年度比）

<各会計予算>

会計名	予算額
一般会計	548億円
特別会計	
競輪事業特別会計	184億9,700万円
天守閣事業特別会計	1億4,900万円
下水道事業特別会計	93億2,000万円
国民健康保険事業特別会計	180億2,000万円
国民健康保険診療施設事業特別会計	3,600万円
公設地方卸売市場事業特別会計	1億5,200万円
老人保健医療事業特別会計	141億2,300万円
介護保険事業特別会計	88億9,300万円
宿泊等施設事業特別会計	4億8,600万円
計	696億7,600万円
企業会計	
水道事業会計	52億7,517万6千円
病院事業会計	102億5,358万5千円
計	155億2,876万1千円
合計	1,400億476万1千円

<一般会計歳出予算構成比>

農林水産業費 7億2千万円 1%

農道・農道用排水路の整備、小田原漁港の整備など

商工費 10億8千万円 2%

中心市街地活性化対策事業の実施、企業等立地促進事業の実施、街なか起業家支援センターの運営など

消防費 22億7千万円 4%

(仮称)南分署の整備、消防栓の設置、消防ポンプ自動車・火災原因調査車の購入など

教育費

49億8千万円 9%

学校食育推進補強工事・アスベスト除去工事など教育環境の整備、スタディ・サポート・スタッフ事業の実施、青少年少女オーシャンクルーズの開催、城下町おだわらツアーマーチの開催など

衛生費

58億2千万円 11%

予防接種の実施、健康診査の実施、こみ減量化事業、こみ収束事業など

公債費 67億円 12%

議会費、労働費、諸支出金、予備費
9億9千万円 2%

民生費 162億4千万円 30%

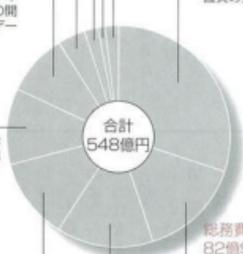
高齢者対策の実施、障害者自立支援の実施、小児医療費助成事業、児童手当等の支給、生活保護費の支給など

総務費 82億9千万円 15%

(仮称)橋地域センターの整備の推進、(仮称)城下町ホール整備の推進、広報紙の発刊など

土木費 77億1千万円 14%

道路・橋りょう、河川・公園などの都市基盤の整備、鴨宮駅自由通路施設の整備、国府津駅前広場の整備など



一般会計

歳入

主なものは次のとおりです。

市税：320億2,340万円
(構成比58.40% 伸び率+11.29%)
(個人市民税+6.97%
法人市民税△0.13%
固定資産税△1.27%)

地方譲与税：18億4,000万円
(前年度11億5,000万円)

財政調整基金の取崩し：2億円(前年度5億円)

ふるさと文化基金の取崩し：3億円(皆増)

競輪事業収入：3億円(前年度4億円)

市債：26億1,780万円
(構成比4.78% 伸び率△34.66%)

歳出

主なものは次のとおりです。

市民の選択による予算配分システム対象事業：
老人福祉施設充実整備事業ほか7事業
(9,700万円)

※市民の皆さんに選んでいただいた、個人市民税の1%相当額を配分しました。その財源として、ヒルトン小田原リゾート&スパの財産貸し付け収入を活用しました。

(対象事業を①と表示)

「おだわらルネッサンス推進本部事業」：
定住促進キャンペーン事業ほか30事業
(8,984万円と表示)

(対象事業を②と表示)

施設予約システムを 導入します！

酒匂川スポーツ広場

●小田原アリーナ ☎33-1144

6月1日から酒匂川スポーツ広場において、インターネット・専用端末・携帯電話（i-mode）からも予約ができることに伴い、予約方法が次のように変更になります。

ID登録は5月10日(木)から小田原アリーナで受け付けますので、構成員の名前・住所・電話番号を記載した団体名簿を1つ持参ください。

また、ID登録のない団体、個人のかたは、利用する1か月前の1日から電話で受け付けます。

詳しくはお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。



すべての人が子どもや家庭に関心を持ち、子どもの幸せを第一に考えながら、地域ぐるみで子育てに取り組んでいくことが必要です。

「子育て支援フェスティバル」は、子育て中の親と子どもや子育てを支援する団体が集まり、遊びや情報提供などを通してふれあい、子育ての地域の環を広げる目的で開催するものです。

親子で楽しめるゲームや実演など内

子育て支援フェスティバル〜あつまれ〜わくわくらんど〜

●子育て支援フェスティバル実行委員会「子育て支援課内」 ☎33-1454

容も盛りだくさん。子育ての相談コーナーなど知識や情報も発信します。

日時 5月28日(土)10時〜15時

場所 マロニエ

〔展示・発表〕

●保育所・幼稚園の紹介 ●子ども人形劇

●「ニコニコ」公演 ●親子で遊ぼう！手

づくりおもちゃの製作 ●おやつづくり

の実演と試食 ●幼児向け遊びの紹介 ●

タンボールおもちゃの展示と実演 ●青

子どもは私たちの未来を 担う大切な財産です

現状	●利用する1か月前の応答日分まで予約可能。 (例)6月1日の場合7月1日まで予約可能。
●団体と個人の区別なし。	
6月1日からの変更点	●対象団体はID登録を行い、利用する2か月前に抽選の申し込み。 ①利用する2か月前の1日から20日までにインターネットなどで抽選の申し込み。 (例)6月は8月分 ②21日に抽選処理を行い、21日から25日までの期間に当選分をインターネットなどで確定手続き。 ③空きグラウンドの予約は、利用する1か月前の1日から先着順。 (例)6月1日から7月分の空きグラウンドを受け付け。 ●対象でない団体・個人はID登録なしで、利用する1か月前の1日から電話で先着順。 (例)6月1日から7月分の空きグラウンドを電話で受け付け。 ※抽選申し込み・インターネットなどから予約はできません。

さい。
https://oyaku.city.odawara.kanagawa.jp/
※専用端末の設置場所(小田原

アリーナ・テニスガーデン・中央公民館・国府津公民館・尊徳記念館・マロニエ・城北タウンセンターいずみ

抽選・予約スケジュール(例)



消費生活に関する講座などのご利用を

消費生活センターでは、消費生活に関する知識を身につけ、暮らしに役立てていただくために、啓発事業を行っています。消費生活に関するパンフレットや閲覧用の情報誌、学校や団体の皆さんにビデオなどを常備・貸し出しています。

消費生活相談員の資格を取得してみませんか？

資格取得のための詳しい情報を提供しています。

●消費生活センター事務局 ☎33-1774

あそび(ケン玉、お手玉、ジグソーパズル) ●マジックパズル ●小物作り ●小麦粘土遊び

〔ふれあいステージ、ラッコステージ〕

●うたと踊り ●大型紙芝居 ●パネルシアター ●子ども向けマジックショー ●たのしい音楽とうた ●市民体操

〔各種模擬店など〕

●おでん ●おしゃんくフルト ●やさそば ●おしるこ ●子ども用品限定フリーマーケット ●スタンブラリー



危険な塀撤去改修促進事業

道路に面した危険な塀を撤去したり補強したり、新しく塀や生け垣を作るときの工事費用を補助する制度です。

限度額

補助金は工事費用の2分の1です。ただし、支給額の上限は次のとおりです。

撤去・・・10万円
補強・・・5万円
築造・・・15万円
生け垣・・・15万円

※道路とは：国・県・市道や公の法人が管理・所有している道、また、建築基準法第42条に定める道路のことです（基本的に幅員メートル以上。詳しくはお問い合わせください。）
※危険な塀とは：○ひどく傾斜している
○鉄筋が適正に配置されていない
○石積基礎のもの（または、これと同等のもの）
○風化している、ひび割れが激しい

木造住宅をお持ちで、その強度が心配な方。住宅の耐震診断や、改修工事にかかる費用を補助します。

適用範囲
対象となるのは、小田原市民が所有し、居住している木造住宅で：
○昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て、2世帯住宅、店舗などの併用住宅。ただし、昭和56年6月1日以降に増築されたものは除く
○2階建て以下であること
○枠組壁工法（ツーバイフォー）、またはフレバ工法ではないもの

限度額など
○耐震診断費の3分の2の額で上限は2万円
○耐震補強工事費の2分の1の額で上限は50万円
ただし、耐震診断の結果、総合

評点が1.0未満だったものが、改修することにより1.0以上となる耐震補強事に限ります。



木造住宅耐震診断費と木造住宅耐震改修工事費

◎建築指導課 ☎33-1433

災害時に

慌てないために...

- 家族で避難場所を確認しておきましょう。
- 非常用持ち出し袋や消火器は、目につくところへ置きましょう。
- 3日分の飲料水や食べ物は用意しておきましょう。



column

防災は、
ひとりでひとりの心がけ

その心がけに費用補助

塀が倒れそうで不安。家具を倒れないようにしたいけれど、自分たちではできない。木造住宅に住んでいて、強度が心配。そんなあなたのために、市では、地震による被害を軽減するための補助金制度を行っています。

◎防災対策課 ☎331855

地震被害軽減化事業

家具等転倒防止対策

おだわらルネサンス推進本部事業

65歳以上のかたのみの世帯、心身に障害をお持ちのかたのみの世帯、病弱者のみの世帯、中学生以下のお子さんのみを養育する母子家庭の世帯には、家具などを転倒させないようにするための工事費用に補助があります。

限度額など
○1か所につき1,000円（10か所まで）
ただし、工事費用が1か所あたり2,000円未満のときは、工事費用の合計の2分の1です（10か所まで）。

「おだわら教育サロン」

前回募集した「**躰**について」、みなさんからの意見を紹介します。

●教育政策課 ☎331671

ルールやマナーが守られていない、モラルがないといったことは多くの人が感じているようです。

- 公共の場なのに大きな声で話したり、走り回ったり、エレベーターで遊んだり、自分のしたいようにしている子どもが多い。親が近くにいるにも注意しないことも多い。
- ごみを平気で捨ててる人を街で多く見かけます。

中でも一番多かった意見は親など大人への指摘でした。

- 例えば、
- 大人自身がしつけについての理解度が低い、専門家からの学習が必要。
- 親の世代にしつけをしつかりするようになどと要求しても、そもそもきちんとしつけを受けていないと難しい。
- など、しつけをする側の問題があるというものでした。

具体的なしつけで圧倒的に多かったのは、あいさつについてでした。

- 子どもを保育園へ送って行くとき、よく会う人に一緒にあいさつをする。
- しつけは「あいさつ」から始まると思う。
- という意見の一方で、
- 不審者に思われそうであいさつしづらい、声をかけられない。
- 子どもに近所の人にはあいさつするように言っているが、返してくれない大人もいる。
- という声もありました。

- ほかにしつけ方で気になることとして、
- 「怒られるからやめなさい」ではなくどうしていけないのか理由をきちんと教える。
- かわいそうに思えるほど叱られている子どもにも遭遇することがある。子



どもを論ずり方を学ばなければならぬと思う。などがありました。

.....

価値観が多様化し、しつけをするには難しい環境になっています。だからこそ、改めて考えていく必要があるのではないのでしょうか。

教育委員会では今年度中に「おだわらっ子の約束(仮称)として、生活における行動目標を策定します。

5月20日に基調講演会を行い、標榜の内容も募集しますのでご協力をお願いします。

取り戻そう躰教育

基調講演会・パネルディスカッションの開催

日時 5月20日(土)13:00~17:00

場所 保健センター

講師 東京女子体育大学理事・言語教育文化研究所代表理事 庵本和英さん

申込 5月17日(金)まで

☎33-1671・☎32-7855で(多数抽選)

おだわら教育サロンの連載は今回で終了です。今後はホームページ上で展開していきますので、ぜひご覧ください。
<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/kyouiku/field/education/rongi/saron.html>

